

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

1 条例改正の趣旨

府域においては、古くから工業化が進んだ地域を中心に、工場の移転等に伴う土地利用の転換が進んでおり、土壤汚染対策法（以下「土壤法」という。）では調査の対象とされていない遊休地や住宅地で土壤汚染が確認されています。そのため、大阪府環境審議会答申(平成 14 年 11 月 21 日)を踏まえ、土壤汚染による府民の健康影響を防止し、府域の実情に即した制度を構築するため、次のとおり条例を改正します。

2 総則

対象有害物質について

土壤汚染により人の健康に被害を生ずるおそれのある物質を規則で定めることとします。

土地の所有者等及び土地の形質変更者の責務について

土地の所有者等（土地の所有者、管理者、又は占有者をいう。以下同じ。）は、土地の形質変更をする場合又は過去に有害物質が使用された事実がある場合には、土壤の汚染状況の把握に努めるとともに、土壤汚染による人の健康の被害が生じないように努めることとします。

また、所有者等以外の土地の形質変更者は、土壤の汚染状況の把握に努めることとします。

3 土壤の汚染状況調査

形質変更する土地の調査について

規則で定める大規模の土地において土地の形質変更を行う時に、土地の所有者等は、過去の有害物質の使用履歴等について調査し、知事に報告しなければならないこととします。

その調査の結果、有害物質が製造、使用若しくは処理された可能性又はダイオキシン類により汚染されている可能性がある場合、土地の所有者等は、土壤の汚染状況を指定調査機関に調査させ、その結果を知事に報告しなければならないこととします。

土地の所有者等と土地の形質変更を行う者が異なる場合は、一定の要件の下、土地の所有者等の承諾を得て、土地の形質変更を行う者が土壤の汚染状況を指定調査機関に調査させ、その結果を報告することができることとします。

有害物質を使用している工場等における土地の形質変更時の調査について

有害物質を使用している工場等の敷地における土地の形質変更時に、土地の所有者等は、土壤の汚染状況を指定調査機関に調査させ、その結果を知事に報告しなければならないこととします。

使用が廃止された有害物質使用届出施設等の土地の調査について

土壤法において有害物質使用特定施設の廃止時に土壤汚染状況調査が義務づけられているのと同様に、有害物質使用届出施設又はダイオ

キシソ法の特定施設の廃止時についても、土地の所有者等に対し、土壌の汚染状況を指定調査機関に調査させ、その結果を知事に報告しなければならないこととします。

上記、又はの調査は、人が立ち入ることができない用途として利用される場合は除外することとします。

4 勧告

知事は、土壌の汚染状況調査の結果について報告しなかった者、又は虚偽の報告を行った者に対し、真正な報告をすることその他の必要な措置をとることを勧告することができることとします。

5 氏名等の公表

勧告に従わない場合、知事は、氏名及びその旨を公表することができることとします。この場合、あらかじめ公表対象者に対し、意見の聴取を行わなければならないこととします。

6 管理区域

管理区域の指定について

知事は、土壌の汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合しないときは、その土地を管理区域として指定することとします。なおこの指定は、公示することにより効力を生ずることとします。

管理区域台帳について

知事は、管理区域の台帳を作成し、保管することとします。また、管理区域台帳は、誰もが自由に閲覧できることとします。

7 措置命令

知事は、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき、管理区域の土地の所有者等（土地所有者等以外の者の行為によって汚染が生じたことが明らかな場合であって、土地の所有者等が異議のない場合は、当該行為者）に、覆土、汚染の除去等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

8 管理区域内における土地の形質変更の届出及び計画変更命令について

管理区域内において土地の形質変更をしようとする者は、その内容を着手の14日前までに知事に届け出なければならないこととします。

知事は、届出のあった土地の形質変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないときは、届出の日から14日以内に限り、その施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとします。

9 指定調査機関

指定の申請等について

知事は、土壤の汚染状況調査を行おうとする者の申請により指定調査機関を指定し、その旨公示することとします。

欠格条項について

土壤法や条例等に違反し、刑に処せられ、又は指定を取り消された後2年経過しない者等は、指定調査機関の指定を受けることができないこととします。

指定の基準について

指定調査機関の指定に当たっては、経理的基礎や技術的能力に係る基準、法人の役員等の構成に関する基準等に適合していると認められなければ、指定してはならないこととします。

事業所の変更の届出について

指定調査機関は、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく知事に届け出なければならないこととします。

指定調査機関の義務について

指定調査機関は、遅滞なく、公正にかつ定められた方法により土壤の汚染状況調査を行わなければならないこととします。知事は、その調査方法等が適当でないとき、指定調査機関にその方法を改善すべきことを命ずることができることとします。

業務規程について

指定調査機関は、土壤の汚染状況調査の業務に関する規程を定め、業務開始前に、知事に届け出なければならないこととします。

適合命令について

知事は、の指定の基準のいずれかに適合しなくなったときは、指定調査機関に対し、適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとします。

業務の廃止の届出について

指定調査機関は、土壤の汚染状況調査の業務を廃止したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならないこととします。

指定の失効について

指定調査機関が土壤の汚染状況調査の業務を廃止したときは、指定の効力は失われるものとします。

指定の取り消しについて

知事は、指定調査機関が欠格条項に該当し、又は届出義務違反、命令違反等をしたときは、その指定を取り消すことができることとします。

1 0 報告及び検査

知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の所有者等、形質変更者等に対し、必要な事項についての報告を求め、又は職員に土地への立入検査をさせることができることとします。

1 1 罰則関係

管理区域の土地に係る形質変更の届出義務違反や措置命令及び計画変更命令違反の場合等についての罰則を定めることとします。

1 2 施行期日

この条例は、平成16年1月1日から施行することとします。ただし、指定調査機関の指定に関する部分（9、及び）については平成15年7月1日から施行することとします。

1 3 経過措置

この条例の施行の際既に土地の形質変更に着手している場合又は対象施設を廃止している場合には、土壤汚染状況調査の義務は課さないこととします。